

## 中部運輸局自動車交通部

令和4年10月25日 14時00分発表

## 〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部	自動車監査官
松岡、桑原	TEL 052-952-8038
中部運輸局 愛知運輸支局	輸送・監査担当
神戸、木下	TEL 052-351-5313

## トラック事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法に違反した下記事業者に対し、事業用自動車の使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

## 1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：丸正運輸 有限会社  
住 所：愛知県豊田市寿町8丁目23番地5  
営 業 所：本社営業所  
(愛知県豊田市寿町8丁目23番地5)

## 2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和4年10月25日  
処分内容：車両使用停止処分250日車（25両を10日間）  
文書警告

## 3. 監査端緒

行政処分等を受けたにもかかわらず事業の改善が認められなかったこと、及び令和3年12月28日に愛知県豊川市白鳥町付近で酒気帯び運転による事故を引き起こし、検挙されたこと。

## 4. 主な違反内容及び違反条項

- (1) 認可を受けないで、自動車車庫を設置していた。  
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)
- (2) 運転者の勤務時間及び乗務時間を国土交通省告示で定める基準の通り設定していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

- (3) 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (4) 疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (5) 整備管理者の選任(解任)届出をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)
- (6) 点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (7) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (8) 運行記録計による記録をしていなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (9) 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (10) 特定の運転者(初任運転者)に対する運転適性診断(初任診断)を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (11) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22項)
- (12) 損害賠償の支払能力の確保が十分でなかった。  
(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)

## 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 25点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 25点